

議案第46号 損害賠償の額を定めることについて

- 1 事故発生日時 令和8年3月26日(木)午後3時30分頃
- 2 事故発生場所 亀山市関町小野地内
- 3 市側 運転者 訪問看護ステーション 職員  
車種 スズキ アルト  
登録番号 鈴鹿580す2372  
損害の程度 右側前方部の破損
- 4 相手方 氏名 XXXXXXXXXX  
損害の程度 左側前方部の破損
- 5 事故の状況等 令和8年3月26日午後3時30分頃、亀山市関町小野地内において、小野川橋東詰交差点に進入した際、信号を見落とし、右側から走行してきた相手方の車両に接触させ、これを破損させた。
- 6 市側損害額 495,035円
- 7 相手方損害額 774,531円
- 8 過失割合 市側100% 相手方0%
- 9 市賠償額 774,531円  
(全国市有物件災害共済会から全額補填)